みさわ

'79 3月号
第 214 号

編集と発行　三沢市役所総務課広報係

市民のちかい

1. 明るい家庭をつくります。
2. みどりのまちをつくります。
3. 時間を守ります。
4. 強い心とからだをつくります。
5. 豊かなまちをつくります。

【おひなさまを飾り、楽しそうに遊んでいる子どもを見ると、もうすぐ春が……（市立中央保育所で）】

待ちに待った春
楽しいひなまつり

3日は「ひなまつり」です。このひなまつりのことを「桃の節句」とか「おひなさま」などいろいろに呼ばれていますが、元来は「上巳（じょうし）の節句」といいます。上巳というのは旧暦3月の第一番の巳（み）の日のことです。この行事は、もともと中国から渡来したもので、わが国では徳川時代からといわれています。この日、ひな壇には内裏（だいり）様を一番上のまん中に、三人官女や五人ばやし、矢大臣、仕丁などならべ、それにひなの調度品左近のさくら、右近のたちばな、それにぼんぼりなどを飾り、ひしもちやひなあられを食べたり、白酒を飲んでたのしくすごします。これは、女の子の将来をことほぐ意味のものです。また、ひなまつりのことを別名で「桃の節句」というのは、ちょどこのころ桃の花の咲く季節から呼ばれたものでしょうか。

人口調べ

（53年1月末現在）

世帯数	12.294
総人口	40.636
男	20.386
女	20.250

新入学児童をもつおかあさんへ

四月の入学式を目前にして、新入学児童を持つご家庭では、期待と不安の入り交った思いで過ごされていると思います。今日は、今年入学する児童の心の不安を取り除いてやるため、家庭でどんなことに心がけたらよいか、いっしょに考えてみたいと思います。

入学前の勉強は

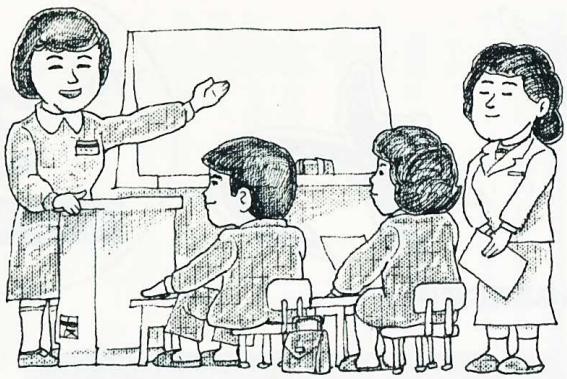

最近の新入生の知識の量の多いことには、本当に驚かされます。

ある町の学校で、新入生の五十音について調べてみると、新入生の九〇%が全部読むことができ、残りの一〇%も読めない字が五つか六つということでした。

しかし、その中味をよく見ますと、筆順のまちがいや字形の乱れが目立って多く、そのうえ、「覚えているよ」とのおごりから、勉強に対する集中力や関心が低く、一度間違って覚えた筆順一つをきよう正するにも容易ではないということです。

入学前になんでも覚えていることは、決してむだなことではありませんが、大事なことは正しく覚え、そして使うということです。

文字の読み書きや数の計算などは、学校で正しく教えてくれますので、入学前から無理に教えないようにすることです。

学校に入ってから勉強に興味を失ったり、「学校はつまらない」ということになったら大変です。

学校生活で大事なことは、先生やお友達の話をしっかり聞けることや、人前で恥ずかしがらずにおしまいまで話すことができることです。

みんなと楽しく勉強ができるようにするため、これらのことを頭において指導するようにしましょう。

なお、具体的なことについては各学校で入学前に一日入学を行い指導してくれますので、よく注意して、その指示に従うようにしましょう。

入学前のしつけは

学校生活を健康で楽しく過ごすためには、基本的な生活習慣をしっかり身につけさせることが大切です。

つまり、自分のことは自分できちんとできるという意欲と生活習慣を築きあげるということです。

例えば、早寝、早起き、歯みがき、洗顔、衣服や持ち物の整理整とん、トイレの正しい使い方など毎日の生活の中で行うことを、きちんとできるようにし、対人関係のエチケットとしては、「はい・いいえ・ありがとう・すみません・ごめんなさい」をはっきり言えるようにすることです。これらのことをしっかり身につけさせるためには、両親がまず、よいお手本を示すことです。

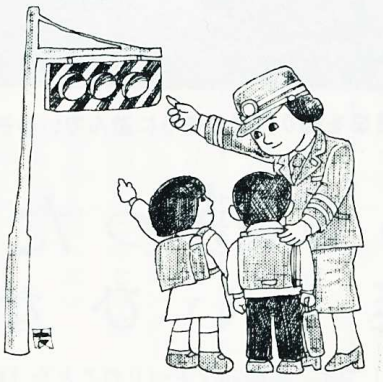

交通安全もおしえましょう

入学前の体力づくり

最近、小学生の「柔軟性と筋力の低下」がうかがわれます。

新学期をひかえて、子どもたちに運動への興味を持たせることがまず大切です。親子そろって運動や体操を始めましょう。

親子がいっしょになって遊び、運動するということは体力向上はもちろん、家庭を明るく、生活を豊かにすることもできます。

新教育の目指すものは、知識の修得だけではありません。みんなで考え、話し合い、行動する。その過程で人格の形成を図ることです。

新入学児童が一年になった喜びをもって楽しく通学できるように温かい心づかいが、おかあさんたちにほしいものです。

所得税の申告と納税は三月十五日まで

所得税の確定申告期限は三月十五日ですが、もうおすみでしょうか。期限間近になりますと税務署は大変混雑しますので、早めに申告をおすませください。

申告書の書き方や計算方法などでわからないときは、最寄りの税務署や税務相談室で相談に応じています。

申告しなければならない人が申告をしなかったり、誤った申告をしたりしますと、後で、不足の税金を納めるだけでなく、加算税なども納めなければならないことになりますので、忘れずに正しい申告をしてください。

重度心身障害者医療費受給者証の更新手続きを

現在使用している「重度心身障害者医療費受給者証」は、三月三十一日までしか使用できません。

従って、四月一日から新しい受給者証を使用していただきます。

このため、三月十五日から三月三十一日までに福祉事務所で更新手続きをしてください。

なお、更新のさいは、健康保険証と印鑑をお持ちください。

詳細については福祉事務所でおたずねください。

国民年金の保険料が改正
…四月分から実施…

四月から国民年金の保険料が、現在の月額二千七百三十円から三千三百円に改正され、一期分が六千六百円になります。

また、付加保険料も月額三千七百円になり、一期分が七千四百円になります。

今回の改正は、昨年七月に拠出年金、八月に福祉年金の年金額がそれぞれ引き上げられたことによるものです。

ご存じのように、国民年金の年金額は、生活水準の変化などに応じて自動的に改善されることになっています。

ところで、この年金給付の財源は、加入者が納めている保険料と国庫金の両方でまかなわれています。

このため、年金額が引き上げられたときは、それに応じて保険料の額も引き上げる必要があるのです。

保険料の納付についてのご相談は、市役所国民年金係または八戸社会保険事務所で受けつけています。

国民年金の支給を受けるには

年金がもらえる身でありながら請求しないために、支給を受けていないかたはおられませんか。

老齢年金、通算老齢年金などの年金をうける人で、つぎのような年金をもらう条件がそろっている場合は、年金の裁定請求書に必要書類をそえて、市役所国民年金係に提出してください。

①老齢年金……国民年金手帳
②通算老齢年金……他の年金制度の通算対象期間確認書、国民年金手帳
③障害年金……医師が作成する診断書、国民年金手帳
④母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金の場合……住民票の写し、国民年金手帳

年金の支給が決定されますと、「国民年金証書」が本人に送られます。

県議会議員選挙
四月八日は投票日

任期満了に伴う青森県議会議員選挙は、三月二十七日に告示され四月八日が投票日です。

有権者のみなさんは必ず投票しましょう。

◎投票できる要件
①住所要件
昭和五十三年十二月十二日以前から引続き住所を有するかたです。
②年齢要件
昭和三十四年四月九日以前の出生者

◎住所移転者の投票
①市内の移転者
昭和五十四年三月一日以後の移転届出者は前住所の投票所です。
②県内の移転者
昭和五十三年十二月九日以後に県内の市町村へ転出されたかたで、その市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、三沢市に選挙権があります。この場合、市町村長の発行する「引続き住所を有する旨の証明書（住民票の写でもよい）」が必要ですから、事前に用意しておいてください。
③県外の転出者
投票することができません

◎投票時間
午前七時から午後六時まで
投票所は下表のとおりです。また、投票所入場券を交付していませんので、投票所へ直接おいでください。

投票区	投票所	町名
1	春日台集会所	春日台、本町、一、二丁目
2	薬師文化会館	薬師
3	博高館	本町三、四丁目、新町
4	上久保小学校	大町
5	上久保小学校	中央町三、四丁目
6	花園町集会所	花園町
7	松園町二丁目集会所	松園町二、三丁目、栄町
8	南町集会所	南町、松原町
9	松園公園管理事務所	松園町一丁目、東町
10	桜町二丁目集会所	桜町二、三丁目
11	三沢第一幼稚園	美野原
12	中央公民館	桜町一丁目、自衛隊及米軍基地内
13	勤労青少年ホーム	中央町一、二丁目
14	中央社会福祉センター	幸町
15	平畑保育園	平畑一、二丁目
16	岡三沢保育園	岡三沢一、二、三丁目、緑町、木崎野
17	岡三沢町内会館	岡三沢地区（上屋敷、後久保、下久保、上久保、平畑、堀口、南山、下タ沢）
18	駒沢集会所	駒沢、平畑開拓
19	浜三沢社会福祉センター	浜三沢、堀口
20	深南集会所	深谷（特別養護三沢老人ホーム）、南山
21	三川目保育所	三川目
22	鹿中福祉会館	鹿中
23	四川目公民館	四川目
24	五川目公民館	五川目
25	淋代保育所	淋代
26	細谷公民館	細谷
27	六川目公民館	六川目
28	織笠児童館	織笠
29	塩釜公民館	塩釜
30	砂森集会所	砂森
31	天ケ森社会福祉センター	天ケ森
32	根井公民館	根井、朝日
33	谷地頭集会所	谷地頭、高の沢
34	開拓婦人ホーム	八幡、越下、富崎、谷地頭の一部（新堂）

ご存じですか戸籍制度

「自分は、いったいどこの誰なのか」。

この「どこの誰」を証明するのがいわゆる「戸籍制度」です。

私たちは社会生活を営む上で、自分の国籍や親子関係、夫婦関係などを公に証明しなければならないことがしばしばあります。

たとえば外国旅行をするために旅券の申請をするとか、父の遺産を相続するとき、あるいは年金や保険金を請求する場合など、数えあげたらきりがありません。こんなときに戸籍の謄・抄本を利用することによって国籍や親族関係を容易に証明することができるのです。つまり、この戸籍制度は、自分を公に証明する唯一の制度であり、国や自治体の行政施策の基本となるものです。

さて、その仕組みはどうなっているのでしょうか。

戸籍は夫婦と、氏を同じくする子を一単位として編成され、出生から死亡までの重要な身分関係の変動が、そのつど記載されます。

ですから、結婚や養子縁組でほかの戸籍に移動しても、相互に関連する戸籍を簡単に探し出すことができるとともに、年代的にも現在から過去、過去から現在とたどれるように作られています。

もちろん、この制度はみなさんからの届出を基礎に成り立っています。出生や死亡などのように、すでに発生した身分変動については、一定の者から一定期間に届け出ることが義務づけられ、正当な理由がなく期間内に届出を怠った人には過料（あやまち料）が課せられます。

以前は、一般に公開されていましたが、他人の戸籍をみだりに探索し、プライバシーが侵害される恐れが生じてきたため、昭和五十一年に戸籍法が改正され、他人の謄・抄本を請求する場合は使用目的を具体的に明らかにし、不当な目的に使用されるものでないことを明らかにしなければ、交付はされないことになりました。

偽りその他不正の手段によって交付を受けた人には、過料の制度が課せられます。

なお、戸籍謄・抄本の請求には一通二百円の手数料が必要です。

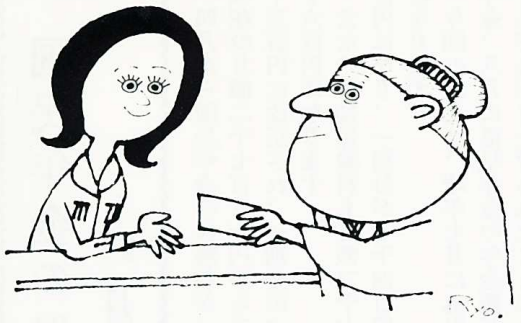

他の市町村からの転入や転居をしたときは届出を

住まいが変わったときは すぐに住民登録を

これからは、入学や就職、または転勤などで、住所を異動することが多い時期です。

このようなときは、必ず住民登録の手続きが必要です。

みなさんが、住民登録をすることによって、住民基本台帳に記載され、市民としての権利や義務をもつことになります。

▽住民基本台帳の役割

小学校の入学、成人式、国民年金や国民健康保険、選挙人名簿、児童手当など、みなさんの日常生活と関係の深い市役所の仕事は、住民基本台帳にもとづいて行われております。

▽手続きは、早く、正確に

三沢市に転入してきても、転入届をしなかったために、市民としての権利や義務を行使できないということのないように、住民登録の手続きは、早く、正確に行ってください。

なお、届出に必要なものは下表のとおりです。詳しいことは市民課へお問い合せください。

届出の種類	届出期間	届出先	必要なもの	手数料
（転入届） 他市町村から市内に転入したとき	転入した日から14日以内	市民課窓口	前住所地の転出証明書、印鑑	無料
（転出届） 市内から他の市町村へ転出するとき	転出するまで	転出先の市町村	印鑑 国民健康保険証（加入しているかた）	100円
（転居届） 市内の引越のとき	転居（引越）した日から14日以内	市民課窓口	〃	無料
世帯主変更届	異動があった日から14日以内	〃	〃	〃

犬は正しい飼育を

…ストレスたまると危険…

最近、市民のみなさんから、犬に対する苦情が増えています。

特に、夜間の放し飼いが多いようです。

犬は、二月から四月頃までが繁殖の季節です。

犬が数頭集まって通行人、あるいは新聞配達の人に吠えかかる。一晩中、吠えて騒ぐため、受験勉強の学生の妨げになる、安眠を妨害するなど、日常生活を妨げております。また、ウサギや鶏等も被害を受けておりますので、犬を飼う人は他人の迷惑にならないよう、くれぐれも注意して必ず係留して飼い、放し飼いは夜も絶対しないようお願いします。

なお、放し飼いについて、事情によっては罰則が適用されることもありますことを念のため申し添えます。

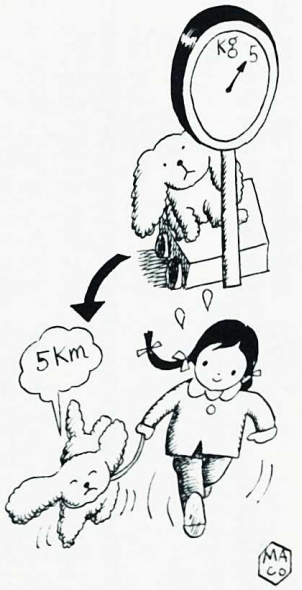

犬に毎日運動をさせないとストレスがたまります

▽犬には適度の運動

犬は一日どのくらいの運動をすればよいのでしょう。

一般的には、犬の体重を、そのまま距離に置きかえる…つまり五キログラムの犬なら、五キロメートルの散歩が必要といわれます。

もちろん、一日中くさりにつながれていても、延べ運動量は距離に換算して二キロぐらいにはなります。しかし、五キログラムの犬の場合は、一日当たり三キロの運動不足が生じ、それだけストレスがたまっていくのです。それは、犬の獣性を呼び覚ますことになりたいへん危険です。

犬には、十分なエサと適度な運動を与えながら、厳しくしつけて飼いましょう。

狂犬病予防注射日程表

月日	実施場所	時間	参集区域
4月9日（月）	三川目消防屯所前	9:30～10:00	三川目
	三陸食堂前	10:00～10:10	〃
	河村酒店前	10.10～11:00	鹿中
	四川目公民館前	11:00～11:50	四川目
	北栄青果前	13:00～13:40	〃
	五川目公民館前	13:40～14:00	五川目
	浪岡金次郎商店前	14:00～14:20	淋代
	旧淋代公民館前	14:20～15:00	〃
4月10日（火）	種元酒店前	9:30～10:00	淋代
	村越商店前	10:00～10:30	細谷
	六川目公民館前	10:30～11:00	六川目
	六川目消防屯所前	11:00～11:30	〃
	織笠公民館前	11:30～11:50	織笠
	塩釜公民館前	13:00～13:30	塩釜
	旧砂森小学校前	13:40～14:00	砂森
	川島商店前	14:00～14:30	天ケ森
4月11日（水）	大久保商店前	9:30～ 9:50	八幡下
	山端商店前	9:50～10:10	越崎
	富崎町内会長宅前	10:10～10:30	富崎頭
	新堂清一商店前	10:30～10:50	谷地
	佐久商店前	10:50～11:20	〃
	織笠商店前	13:00～13:20	〃
	織笠初太郎宅うら	13:20～13:50	山中
	高ノ沢集会場前	13:50～14:20	高ノ沢
	朝日バス停留所前	14:20～14:40	朝日
	根井公民館前	14:40～15:30	根井
4月12日（木）	三沢農協前	9:00～ 9:30	堀口・浜三沢
	浜三沢消防屯所前	9:35～10:30	〃 〃
	深南集会所前	10:30～11:00	深南
	高橋バッテリー前	13:00～13:50	南町・駅東団地
	駒沢集会所前	14:00～14:30	駒沢
	平畑開拓町内会長宅前	14:40～15:00	平畑開拓
4月13日（金）	古間木団地（中央）	9:30～10:00	春日台
	古間木小学校（入口）	10:00～10:30	〃
	春日台集会所前	10:30～11:30	〃 ・本町1・2
	薬師消防屯所前	13:00～14:00	薬師・本町3
	新町消防屯所前	14:00～15:00	新町・本町4
4月16日（月）	花の湯前	9:30～10:30	松園町・大町・栄町
	上久保公園前（A官舎）	10:30～11:30	大町・栄町
	市営球場バックネット裏	13:00～13:50	松園町・東町
	竹の湯前	14:00～15:00	松園町・中央町
4月17日（火）	カトリック幼稚園向い	9:00～ 9:30	中央町3・4・松園町2・大町2
	小鹿病院裏	9:30～10:30	中央町3・花園町
	変電所前	10:40～11:20	花園町・大町
	桜湯前	13:00～14:00	桜町1・2
	10分団消防屯所前	14:10～15:00	中央町1・2
4月18日（水）	太田ブラザー充テン所内	9:00～10:00	平畑1・2
	D官舎集会所前	10:10～11:30	幸町・1・2・3・緑町
	美野原助川燃料店前	13:00～14:00	幸町2・美野原・桜町3・Bパリ
	川勝菓子店横	14:10～14:50	美野原・堀口・緑町
4月19日（木）	北栄中古車センター前	9:30～10:00	岡三沢・R地区
	根岸商店前	10:00～11:00	岡三沢・堀口・緑町
	野々宮家畜診療所前	13:00～13:30	岡三沢・木崎野・堀口
	トヨタカローラ横	13:30～14:20	木崎野・堀口
4月20日（金）	三沢児童館前	9:00～10:00	新町・大町・本町・花園町
	市役所裏	10:10～11:00	中央町・幸町・桜町 平畑・松園町

狂犬病予防注射と犬の登録は忘れずに

狂犬病予防法に基づく昭和五十四年度の第一回狂犬病予防注射および犬の登録を上記の日程で実施いたしますので、犬を飼っているかたは必ず注射と登録をしてください。

当日は印鑑と通知された葉書を必ず持参してください。また、町内会別に区分してありますが、都合のよい場所で受けてください。

次の料金が必要です。

・登録料　二千円

・注射料　九百五十円（旧料金は六百五十円）

・注射済票　三百円

ご厚志ありがとうございます

◎米海軍海兵クラブ二四三支局

・缶詰類　五十五個

特養三沢老人ホームへ

・寄付金　七万円

中学一、二年の保護家庭へ

◎宗教法人十字式健康普及会

・寄付金　十万円

老人福祉事業に

◎元第三空団司令　野村　知治

・寄付金　三万円

社会福祉協議会の「たすけ合い金庫」の源資に操入れ

おしらせ

告知板

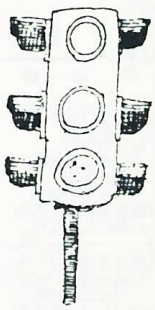

おしらせ―おしらせ―おしらせ―おしらせ―おしらせ

国民健康保険証が四月から変更

国民健康保険に加入している人の「被保険者証」が変わります。

現在、みなさんが使用している被保険者証は、三月いっぱいで使用できなくなり、四月一日からは薄い藤色の新しい被保険者証を使用していただくことになります。

この新しい被保険者証は、浜方面については、三月中旬頃から各町内へ職員が出向いて交付し、市街地の町内については、市役所保健課で交付します。

なお、この交付日程は三月に決定しますので、回覧などであらためてお知らせします。

また、長期間住所地を離れているかたの㊚、㊞の被保険者証については、直接市役所市民課の窓口で更新してください。

なお、㊚の新被保険者証の交付を受ける場合には、新規、継続ともに入学許可証、在学証明書など学生の身分を証明するものが必要になりますので、早めに準備しておいてください。

なお、その他に知りたいことなどがありましたら、保健課国保係でおたずねください。

他市町村から転入の六歳以下のこどものあるかたは、予防接種の状況の届出を

ことしに入ってから三沢市に転入されたかたのなかに、六歳以下のお子さんがおられる場合には、保護者のかたは「予防接種実施状況届」を保健課に提出されますようご協力願います。

昨年中に転入された六歳以下のお子さんで、他の市町村に住んでいたときの予防接種の実施状況について保健課にまだなんら連絡されていない場合も同様です。

届用紙は保健課にございます。

以上の届を提出していただきますと、以後における各種予防接種の通知をより適確におこなうことができるのです。

婦人電気講座受講生募集

電気は私たちの日常生活に欠かすことのできない貴重なエネルギーです。

電気は、光、熱、力、電波などあらゆるところで私たちの生活をささえています。

この身近に使われている電気をより安全に、より上手にお使いいただくため、次のとおり「婦人電気講座」を開催いたしますので、お気軽にお申込みください。

◎日時　四月から九月までで、毎月一回九時三十分から十四時三十分まで

◎場所　三沢中央公民館など

◎講座内容

①家庭で必要な電気の基礎知識
②電気器具の選び方と上手な使い方
③住まいの照明と屋内配線
④家計と電気料金
⑤簡単な器具の修理実習
⑥料理実習他

◎受講資格

特にありませんが六カ月間出席できるかた（毎月一回）

◎受講料は無料です。

◎申込方法

三月三十一日までに東北電力三沢営業所「婦人電気講座の係」へ、ハガキか電話でお申込みください。

住所　中央町一丁目五の四
電話　三局三七〇一番

一歳六カ月児健康診査日程

期日　三月十五日（木）
場所　中央社会福祉センター
対象者　昭和五十二年七月生
期日　四月十八日（水）
場所　中央公民館
対象者　昭和五十二年八月生

受付時間は、いずれも午後一時から午後二時までです。

また、母子健康手帳とバスタオルを忘れずにお持ちください。

四月以降に実施する健康診査の対象者のかたには個人通知をしませんので、「広報みさわ」をよくごらんになって受けてください。

健康診査に関するお問い合せは保健課 保健婦に 連絡 してください。

固定資産税台帳の縦覧を延期します

昭和54年度の固定資産税台帳を3月1日から縦覧する予定でしたが、地方税法の改正が遅れているため、当分の間延期します。なお日程はのちほどおしらせします。

今月の相談だより

◎法律相談
日時　三月二十七日　午後一時～午後四時
場所　市役所市民相談室
担当　高橋牧夫弁護士

◎交通事故相談
日時　三月九日　午前十時～午後三時
場所　市役所市民相談室
担当　県交通事故相談員

◎年金相談
日時　三月十九日　午前十時～午後三時
場所　市役所一階ロビー
担当　八戸社会保険事務所等

◎税務相談
日時　三月八日　午前十時～午後四時
場所　中央社会福祉センター
担当　国税局税務相談官

◎人権相談
日時　三月十三日　午前十時～午後三時
場所　市役所市民相談室
担当　人権擁護委員

〈献血だより〉

3月19日
電報電話局前　10.30～12.00
市立病院裏　13.30～15.30

4月2日
三和ファンデーション前　10.00～12.00
小鹿病院前　13.30～15.30